

住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税) 別紙1

2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。

控除率：0.7%

<入居年>		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅・買取再販				
	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円	4,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :5,000万円【今回改正内容】	4,500万円
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	4,500万円	3,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,500万円【今回改正内容】	3,500万円
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	4,000万円	3,000万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,000万円【今回改正内容】	3,000万円
	その他の住宅	3,000万円	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	0円
控除期間	既存住宅				
	新築住宅・買取再販			13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)	10年
所得要件				2,000万円	2,000万円
床面積要件				50㎡(新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40㎡【今回改正内容】(所得要件：1,000万円))	50㎡(新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40㎡【今回改正内容】(所得要件：1,000万円))

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱

R7年度税制改正にて
R6と同様の方向性で検討

与党大綱

R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討